第七十七条第一項を次のように改める。

機構は、次に掲げる場合には、協定債権回収会社に対し、機構に代わつて資産の買取りを行うことを委託することができる。

一　第六十五条第一項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合

二　第百十二条の二第三項の規定により農林中央金庫の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

第七十七条第二項中「同項」を「同項各号」に、「補てん」を「補塡」に改め、同条第四項中「含む。）」の下に「及び第百十二条の二第五項」を加え、「第一項の決定に係る資金援助のうち」を削り、「又は合併等」を「、合併等」に改め、「取得した農水産業協同組合」の下に「又は第百十条の三第二項に規定する特別監視指定に係る農林中央金庫」を加え、同条第五項中「が資産保有農水産業協同組合」の下に「（経営困難農水産業協同組合又は合併等により経営困難農水産業協同組合の資産を取得した農水産業協同組合に限る。）」を加える。

第八十一条を次のように改める。

第八十一条　削除

第八十三条第三項中「その財産をもつて債務を完済することができないと認められる」を「当該管理を命ずる処分を受けた」に、「、主として」を「主として」に、「限る。）であつて、当該管理を命ずる処分を受けたもの（」を「限り、」に改める。

第八十五条第一項中「以下」を「第九十四条第四項を除き、以下」に改める。

第九十四条第四項中「及び監事は、」を「（当該被管理農水産業協同組合が農業協同組合法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合若しくは水産業協同組合法第三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する経営管理委員設置組合（以下この項において「経営管理委員設置組合」と総称する。）又は農林中央金庫である場合にあつては、経営管理委員）及び監事は」に、「時に」を「時に、理事（当該被管理農水産業協同組合が経営管理委員設置組合又は農林中央金庫である場合に限る。）は当該通常総会が終結した後最初に招集される経営管理委員会の終結の時に」に改め、同条第五項中「又は総代会」を「若しくは総代会又は経営管理委員会」に改める。

第九十七条第一項中「金融危機対応会議（以下この章）」の下に「から第八章まで」を加える。

第百条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「第一項」を「機構が第一項」に改める。

第百六条の見出し中「負担金」の下に「又は特定負担金」を加え、同条第一項第二号中「又は取得貸付債権」を「若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資（第百十条の十四第四項第一号に規定する取得特定優先出資をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権（同項第一号に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。）」に改め、同項第三号中「又は取得貸付債権」を「若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資若しくは取得特定貸付債権」に改め、同項第四号中「金額」の下に「及び特定負担金の金額」を加え、同条第二項中「）に係る」を「）又は第百十条の十七第一項の規定により農林中央金庫等（農林中央金庫又はその会員である農水産業協同組合をいう。以下同じ。）が納付すべき特定負担金に係る」に改め、同項ただし書中「負担金」の下に「又は特定負担金」を加え、同条第三項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を、「農水産業協同組合」の下に「又は農林中央金庫等」を加える。

第百七条第一項中「危機対応業務」の下に「（第百十条の二第一項に規定する特定認定に係る農林中央金庫に係るものを除く。）」を加え、同条第二項中「以下」を「第百十条の十七第一項及び第二項を除き、以下」に改める。

第百八条第一項及び第二項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を加える。

第百九条第一項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を、「農水産業協同組合」の下に「又は農林中央金庫等」を、「おそれ」の下に「又は我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ」を加え、同条第二項中「負担金」の下に「及び特定負担金」を加える。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

（金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定）

第百十条の二　主務大臣は、農林中央金庫について次条第一項に規定する特別監視及び農林中央金庫の財務の状況に照らし必要に応じて行う第百十条の十二第一項に規定する資金の貸付け等又は第百十条の十四第五項において準用する第百一条第一項の規定による優先出資の引受け等（以下「特定措置」という。）が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、会議の議を経て、特定措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章及び次章において「特定認定」という。）を行うことができる。ただし、農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができない場合は、この限りでない。

2　主務大臣は、特定認定を行つた場合であつて、農林中央金庫の自己資本の充実が必要と認めるときは、農林中央金庫が第百十条の十四第一項の規定による申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

3　主務大臣は、特定認定を行つたときは、その旨及び前項の規定により定めた期限を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4　主務大臣は、特定認定を行つたときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならない。

（機構による特別監視）

第百十条の三　主務大臣は、特定認定を行つたときは、直ちに、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機構による監視（第百十条の六及び第百十条の七第三項において「特別監視」という。）をされる者として指定するものとする。

2　機構は、前項の規定による指定（以下「特別監視指定」という。）があつたときは、農林中央金庫に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告（以下この項において「助言等」という。）その他の必要な助言等をすることができる。

3　主務大臣は、特別監視指定をした場合において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、措置を講ずべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関して必要な措置を命ずることができる。

4　主務大臣は、特別監視指定をしたときは、その旨を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5　主務大臣は、特別監視指定をした場合において、必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、その業務及び財産の状況等に関し主務大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成並びにその主務大臣及び機構に対する提出を命ずることができる。

（特別監視代行者）

第百十条の四　機構は、特別監視指定があつた場合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2　前項の規定による委託については、主務大臣の承認を得なければならない。

3　特別監視代行者（第一項の規定により委託を受けた第三者をいう。第百十条の十一及び第百二十三条の二において同じ。）は、費用の前払及び主務大臣が定める報酬を受けることができる。

（特別監視指定の取消し）

第百十条の五　主務大臣は、特別監視指定について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特別監視指定を取り消さなければならない。

2　第百十条の三第四項の規定は、前項の場合について準用する。